

鯖江市飲食店等緊急支援給付金 よくあるご質問

※更新箇所は赤字で表示しています。

Q. 飲食店等緊急支援給付金の対象者はどのような方ですか？

A. 下記の全ての要件を満たしている方。

①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年3月、4月、5月の売上と、平成31年3月、4月、令和元年5月の売上とを比較して、いずれかの月で30%以上減少している方。※¹

②鯖江市内で飲食業、宿泊業、旅行業（以下「飲食店等」）のいずれかを営む中小企業者※²又は個人事業主。

③令和2年12月末までに開業し、かつ、飲食店等に関して必要な営業許可証を取得の上、経営している方。

※ただし、飲食店については、当該店舗内で調理した飲食料品を、当該店舗内で飲食用に供する専用の客席があり、御客に飲食させるもの。（例：食堂、レストラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、スナック、バー等）

④申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業を継続する意思があること。

なお、以下（1）から（4）のいずれかに該当する場合は、給付対象外になります。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （2）宗教上の組織もしくは団体
- （3）国・県・市から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている事業者
- （4）対象となる月に自己都合により休業しており、事業の実施が確認できない事業者
- （5）上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

※1 30%以上減少

（A）令和元年5月1日以前に事業を開始された方

令和3年3月、4月、5月のいずれかの月の売上高が、平成31年3月、4月、令和元年5月の売上高と比較して、いずれかの月で30%以上減少している方。

（B）令和元年5月2日から令和2年2月1日までに事業を開始された方

令和3年3月、4月、5月のいずれかの月の売上高が、創業日が属する月の翌月（創業日が1日の場合は創業日が属する月）から令和2年2月までの売上高の合計を、創業日が属する月の翌月（創業日が1日の場合は創業日が属する月）から令和2年2月までの月数で除した（割った）額と比較して、いずれかの月で30%以上減少している方。

(C) 令和2年2月2日から令和2年12月末までに事業を開始された方

創業日が属する月の翌月（創業日が1日の場合は創業日が属する月）から令和3年5月までの月の売上高が、売上高が最も高い月と売上高が最も低い月と比較して30%以上減少している方。

※2 中小企業者定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に準じ、下記の業種分類に応じた資本金基準または従業員基準のどちらかを満たす者を中小企業者とする。中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

主たる事業	中小企業者（下記のいずれかを満たしていること）	
	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

〈飲食店〉

小売業に該当します。

〈宿泊業〉

サービス業に該当します。

〈旅行業〉

その他の業種に該当します。

Q. 申請期間は、いつからいつまでですか？

A. 令和3年6月1日（火）～令和3年7月16日（金）です。

Q. 申請方法は？

A. ①郵送申請

申請書類を下記の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

宛先：〒916-8666

鯖江市西山町13-1

鯖江市役所 商工観光課 宛て

- ・上記以外での方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かない場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ・令和3年7月16日（金）の消印有効です。令和3年7月17日（土）以降の消印は無効。
- ・切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。
- ・送料は申請者側でご負担願います。

②窓口受付

窓口受付時間：土日祝日を除く平日のみ 午前9時から午後5時まで

- ・7月16日（金）午後5時で申請の受付を終了します。
- ・必ずマスク着用のうえ、提出書類すべて揃えたうえでご持参ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請に御協力ください。

※申請書様式は、5月28日（金）から、市ホームページからダウンロード可能です。

また、5月28日（金）より鯖江市役所総合案内にも申請書配置します。

Q. 申請に必要な書類を教えてください。

A. ①鯖江市飲食店等緊急支援給付金申請書

②誓約書（チェック欄にチェックがされていること）

③売上高減少確認表

④売上が確認できる売上台帳等（経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳など）ただし、指定された年月が確認できること。

⑤2020年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え

法人：確定申告書「別表一」および「法人事業概況説明書」の写し

個人：確定申告書「第一表」および「所得税青色申告決算書」の写し

※白色申告の方は「第一表」および「収支内訳書」の写し

⑥本人確認書類（法人：代表者名義、個人事業主：事業主本人名義）

顔写真付きの下記いずれか1点

a. 運転免許証（両面） ※運転経歴証明書でも代替可能

b. 個人番号カード（オモテ面）

c. 写真付き住民基本台帳カード（オモテ面）

d. 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）（特別永住者に限定）

上記 a. ～ d. を保有していない場合は、下記の e. ～ f. で代替可能です。

e. 住民票の写し及びパスポート（顔写真が掲載されているページ）の両方

f. 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

⑦本人名義の通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）

通帳のオモテ面＋通帳を開いた1ページ目）

⑧法人番号（法人のみ）

⑨令和元年5月2日以降に創業された法人の場合は、法人設立届出書。個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業届出書。

Q. 飲食店等緊急支援給付金は申請からどのくらいの期間で給付されますか？

A. 申請書類に不備がなく、内容についても疑義がない場合には、申請を受け付けてから概ね2～3週間での給付を予定しています。

振込予定日：6月15日（火）、25日（金）、7月5日（月）、15日（木）、26日（月）

8月5日（木）

Q. 飲食店等緊急支援給付金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか？

A. 飲食店等緊急支援給付金を給付することにより通知に代えさせていただきます。通知を送付することはありませんのでご了承ください。

飲食店等緊急支援給付金の給付決定については、通帳の記帳によりご確認ください。なお、通帳の摘要欄に「サバエシカイケイカンリシヤ（インシヨクテントウキユウフ）」と記載されます。

Q. 申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨を決定した場合は？

A. 申請書類の審査の結果、給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送いたします。

Q. 申請書類は返送されますか？

A. 飲食店等緊急支援給付金の給付・不給付に関わらず、申請書類は返送いたしません。申請書類の提出時には、ご自身で必ず控えをとり保管ください。

Q. 鯖江市民ではありませんが、鯖江市内で飲食店を行っています。給付金の対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 市外で事業を行っている鯖江市民ですが、支給対象になりますか？

A. 対象になりません。

Q. 鯖江市内で建設業と飲食店を行っていますが、支給対象になりますか？

A. 鯖江市内で飲食店を営業しているので対象となります。その場合は、飲食店だけの売上高で判断いたします。

Q. 市内に店舗を2つ以上有する場合、給付額はどのようになりますか？

A. 店舗が複数あっても1事業者20万円となります。

Q. 法人ですが、前事業年度分の確定申告書とは何を言いますか？

A. 飲食店等緊急支援給付金申請日の直近の法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書の写しを言います。

Q. 令和2年11月に創業しました。給付対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 令和3年1月以後に創業した場合は対象になりますか？

A. 対象になりません。

Q. 創業日の定義を教えてください。

A. 法人の場合は、法人設立届出書の設立年月日に記載の日付を創業日とします。また、個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業届出書の開業・廃業等日に記載の日付を創業日とします。

Q. 「申請日時時点で事業を実施しており、かつ今後も事業を継続する意思があること」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、どの程度の期間ですか？

A. 少なくとも申請から概ね一年以上の事業継続する意思を有している必要があります。今年度中に廃業する予定が有る場合には、給付金の対象にはなりません。

Q. NPO法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人、医療法人は対象となりますか？

A. 原則、対象となりますが、国・県・市等から指定管理料、交付金等の運営補助を受けている法人等は、対象外となります。また、社会福祉法人、医療法人は、常時使用する労働者の数が、100人以下が対象となります。

Q. どのような場合、不正受給に該当しますか？

A. 鯖江市飲食店等緊急支援給付金の不正受給は犯罪です。
不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。

【不正受給の例】

- ①鯖江市飲食店等緊急支援給付金の申請要件を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ②申請時点で営業実態がないにもかかわらず申請する。
- ③売上を偽って申請する。
- ④売上減少の要因が、自己都合による休業等、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるものでないにもかかわらず申請する。
- ⑤事業継続する予定が無い（廃業や事業変更を決めている）にもかかわらず申請する。
- ⑥鯖江市飲食店等緊急支援給付金受給後に、市から書類の追加提出や説明の求めに対し拒否する。